

事務連絡  
令和4年4月26日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿  
四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車情報課OSS企画班長  
登録班長  
自動車登録管理室運用保全班長

新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対する  
OSS申請への対応について（延長）

現在、「新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対するOSS申請への対応について（令和4年2月18日事務連絡）」に基づき、警察署長からの車台番号照会后30日以上経過し、車台番号が確定した場合にも申請を却下しない運用を行っているところ  
です。

今般、様々な社会情勢の影響による長期的な半導体不足や部品提供の停止により、自動車生産工場の停止措置に伴う自動車生産の遅れが生じ、車台番号照会后30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が引き続き発生していると自動車販売業界より報告があったことから、令和4年4月28日をもって終了する救済措置期間を、当面の間、延長いたします。

なお、上記の変更に伴い、希望番号予約済証についても有効期限（30日）を超過する可能性があることから、令和4年4月28日以降に有効期限が満了する当該予約済証についても、当面の間、下記のとおり対応いただけますようお願いいたします。

なお、当該取扱いについて、（一社）全国自動車標板協議会及び（一社）日本自動車販売協会連合会と調整済みである旨、念のため申し添えます。

記

希望番号予約済証の有効期限が超過した申請については、支局端末上で自動審査から審査（決裁可能件数）に回ります。通常、添付書類の期限切れについては「却下」となりますが、希望番号予約済証の有効期限切れの案件につきましては、「通知入力」を押下し、却下通知をクリアして登録するようお願いいたします。（詳細につきましては別紙操作手順をご確認ください。）